

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として 処罰する法整備を求める署名

●署名趣旨●

昨今、特定個人を見えない媒体—電磁波・超音波等—を用いて遠隔からピンポイントで狙い精神・身体を攻撃し・コントロールする犯罪(テクノロジー犯罪)と特定個人を不特定多数の人間が四六時中つきまとい様々な嫌がらせを組織的に行なう犯罪(嫌がらせ犯罪)被害の訴えが増えています。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪には以下の技術が使われ、人間コントロール技術と呼べるほど高度に発展しております。本人の意識に反して、自らの体が、思考も含めて動かされてしまうということは、著しいプライバシーの侵害であり人権侵害であります。これに人的嫌がらせが加わって新しいタイプの拷問が始まっているのです。しかもその対象は罪のない老若男女や子供たちであります。このような悪質な人権侵害行為を刑法犯罪として処罰できる法整備が待たれているのです。

●署名内容●

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備を求めます。

●参考(以下は被害の一部です。)

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪に用いられている遠隔操作技術

- ①特定個人を認識して四六時中追尾し監視する技術
- ②遠隔から見えない媒体で特定個人の各部位までピンポイントで狙える技術
- ③人間の脳とコンピュータをつなぐ技術(ブレイン・マシン・インターフェイス)
- ④思考に介入し、思考を読み取り、思考に応え、思考に影響する技術
- ⑤聴覚・視覚機能を迂回して直接脳内に音声・映像を送信する技術
- ⑥三欲・生理機能・運動機能・五感・感情を操作する技術
- ⑦痛みやかゆみを誘発し、疾病および擬似疾病を誘発する技術
- ⑧身体や周囲に震動を起こす技術
- ⑨空間や電気製品から音声を発生させる技術
- ⑩プログラムされた嫌がらせを自動的に行なう技術

●嫌がらせ犯罪行為代表例(継続する嫌がらせ行為です。)

ストーカー行為、敵意ある行為、家宅侵入、送付物の未配・未着、電話・PC等電気製品の誤動作・故障、乗り物への嫌がらせ、マスメディア・職場等での個人情報ほのめかし、近隣住民の不審な動き、買い物時の不信な対応、盗聴・盗撮行為

氏名

住所

(住所は都道府県名からお書き下さい。)

本署名は公的機関に提出致します。

署名実施団体:特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号 東西館ビル本館47号室 電話&FAX:03-5212-4611